

西宮市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、西宮市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関する必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(通知等)

第4条 市長は、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

- 2 会議招集後において市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、会議において議案を変更又は追加することができる。

(構成員の参集)

第5条 構成員は、招集の当日定刻までに指定の場所に参集しなければならない。

- 2 構成員は、定刻までに参集できないとき、又は招集に応ずることができないときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 会議は、副市長、政策局長又は教育次長の出席を求めることができる。
- 4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開閉は市長がこれを宣告する。

(会議の順序)

第7条 会議は、つきの順序で行う。

- (1) 開会
 - (2) 議事
 - (3) 閉会
- (発言)

第8条 会議において発言しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(会議の公開等)

第9条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとときは、この限りでない。

(議事録)

第10条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録には、つぎに掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 協議、調整事項
- (5) その他市長が必要と認めた事項

(事務局)

第11条 会議の事務局を政策局政策総括室政策推進課(政策局総括)に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。